

○ 子育て・教育環境の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

(厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応のための体制強化と必要な財政措置
- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みの拡充

【現状・課題】

- 児童虐待相談受付件数が高い水準で推移するなか、重大な児童虐待ゼロの実現をめざし児童虐待防止対策を推進するためには、こども相談センター(児童相談所)とともに、市民に身近な区役所の機能強化が必要である。また、被虐待児の受け皿である代替施設等の養育環境の整備も図る必要があり、安定的かつ継続的な国による制度改正や財政措置が不可欠である。

(児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応のための体制強化と必要な財政措置)

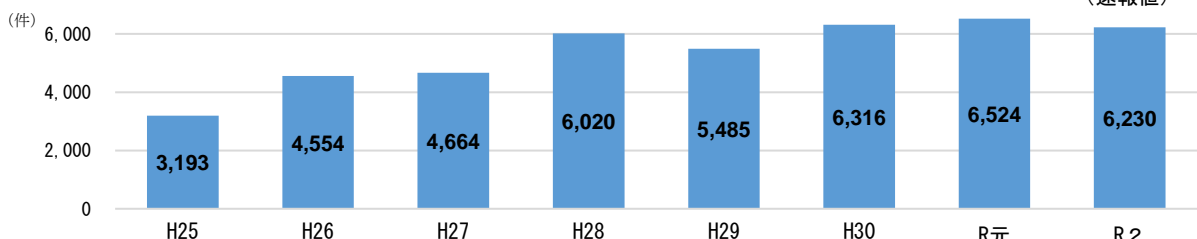
- 区役所における相談支援体制・専門性の強化及び児童相談所との連携強化のために、児童相談所に配置する区役所支援のための児童福祉司を複数ある児童相談所ごとに配置できるよう制度改正し、財政措置を拡充すること。
- 本市では、「支援対象児童等見守り強化事業」を活用して、地域のネットワークによるこどもの見守りを強化し、令和2年12月から令和3年3月の間に約2,000回の状況把握を行った。児童虐待の芽を見逃さないためには、コロナ禍の収束後も、行政だけではなく地域の「こどもの見守り体制」を充実させることが重要であるため、引き続き財政措置が必要である。
- 高度で専門的な技術と知識の習得を目的とする児童福祉司の義務研修については、各自治体ごとに講師等を確保して実施するには限界があるため、国において実践的な研修を企画・実施し、全国的に均質化を図ることが必要である。
- 国が主導する「要保護児童等に関する情報共有システム」の運用経費については、令和4年度以降も国において全額負担すること。

(施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みの拡充)

- 家庭的な養育環境の実現に必要な施設の小規模かつ地域分散化等を推進するためには、建替えのための整備補助金の補助基準額の引き上げ等が必要である。
- 施設の小規模かつ地域分散化等の推進に伴い、児童養護施設や乳児院における職員の人材不足が深刻化することが見込まれるので、職員の処遇改善を図るため措置費を引き上げるとともに保育所への保育士宿舎借り上げ支援事業等のような人材確保支援策、離職防止策の制度創設が必要である。

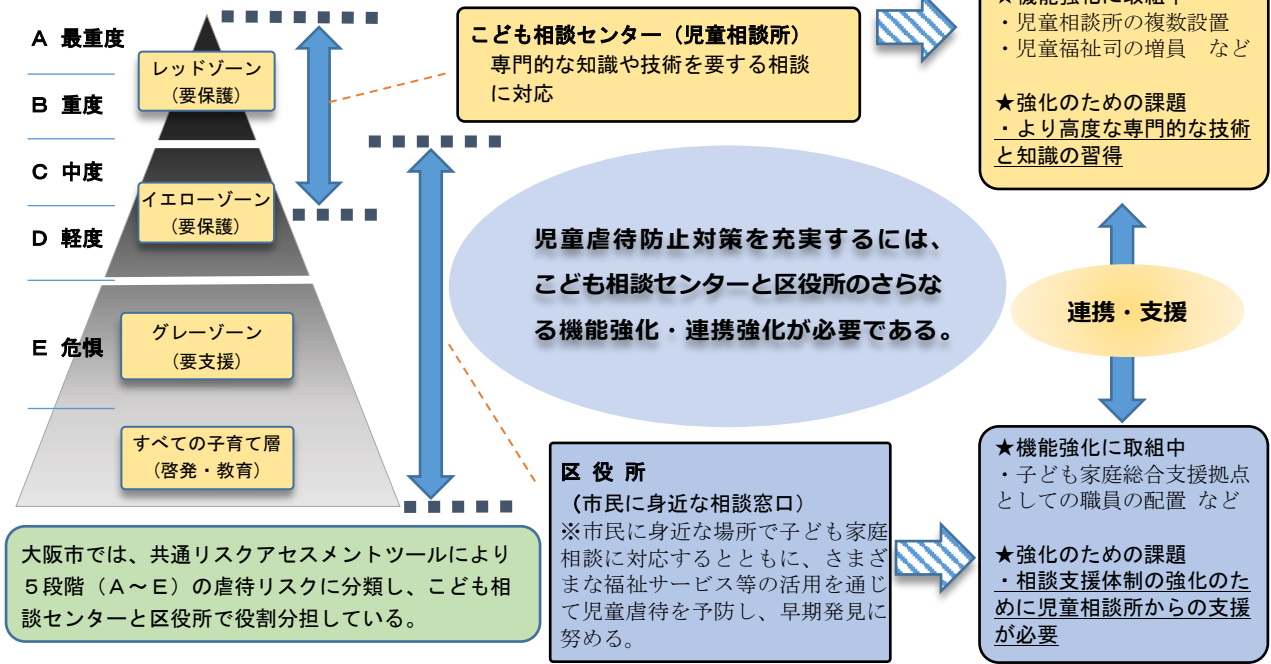
担当：こども青少年局

◆こども相談センターにおける児童虐待相談受付件数の推移

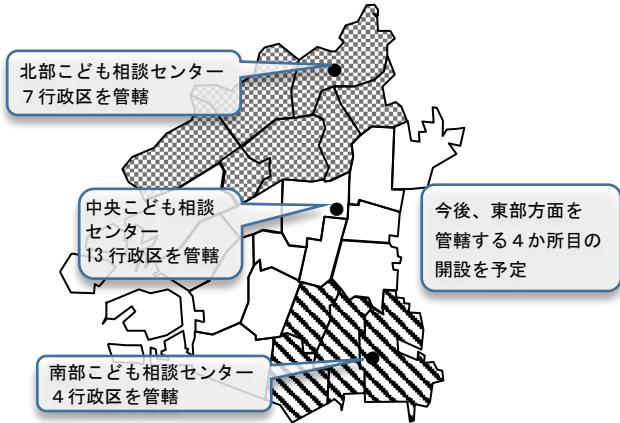


※平成29年度の相談受付件数の減少は、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

◆子育て支援・児童虐待対応体制

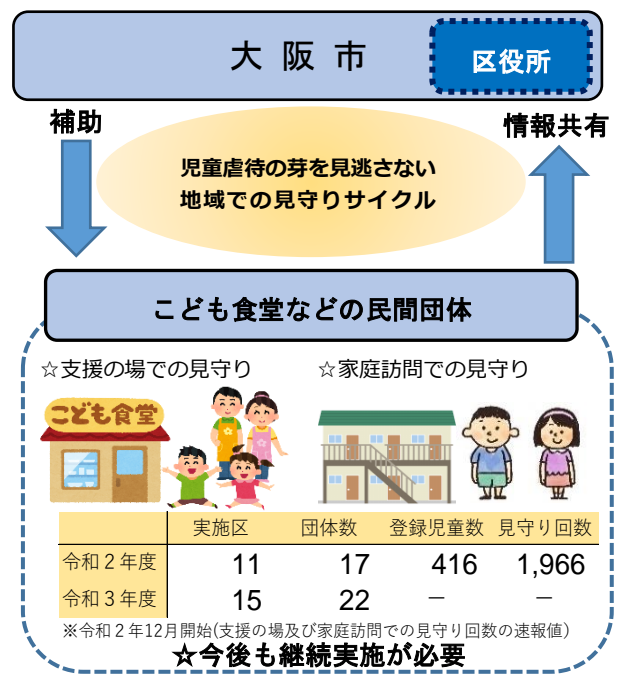


◆子ども相談センターの管轄区域



市域（24行政区）に児童相談所を複数設置し、管轄区域を設定。区役所の支援を円滑に進めるには**児童相談所ごとの配置が必要**であるが、区役所支援のための児童福祉司の配置基準は、**指定都市で1人**となっている。

◆「支援対象児童等見守り強化事業」の活用状況



◆大阪市のあるべき養育形態

